

○国立大学法人筑波技術大学特定基金に関する要項

〔平成24年7月20日〕  
制 定

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人筑波技術大学基金規則（平成24年規則第4号。以下、「基金規則」という。）第4条の規定に基づき、筑波技術大学特定基金(以下「特定基金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 特定基金は、基金規則第5条に規定する筑波技術大学基金管理運営委員会の議を経て設置するものとする。

2 前項により設置した特定基金は、経営協議会及び役員会に報告するものとする。

(管理、運営及び執行)

第3条 特定基金の管理、運営及び執行は、特定基金を設置した組織を担当する課が各課の協力を得て行うものとする。

2 特定基金への寄附金で取得した施設設備その他の財物は、筑波技術大学に帰属するものとし、国立大学法人筑波技術大学財産管理規則（平成17年規則第11号）に基づき管理するものとする。

(運営費)

第4条 特定基金の運営費は、原則として特定基金への寄附金から支出するものとする。

(残余の額)

第5条 特定基金の残余の額は、筑波技術大学基金に繰入れるものとする。

附 則

この規則は、平成24年7月20日から施行する。